

運輸安全委員会は、平成29年4月27日(木)、
船舶事故等調査報告書34件(事故33件、インシデント1件)、及び軽微事案の船舶事故等
調査報告書44件(事故35件、インシデント9件)を、ホームページで公表しました。

34件のうち、事故33件の内訳は、(乗組員等の)死傷等13件、船舶間衝突8件、乗揚3件、浸水3件、(防波堤等への)衝突2件、火災2件、施設等損傷1件及び転覆1件、またインシデント1件は安全阻害です。

このうち重大【東京】事案1件[友ヶ島水道を南進中の遊漁船が上下動した際に釣り客が負傷した事故]の概要は、別紙のとおりです。

公表された事故調査報告書を基に、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

(http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2017/MA2017-4-1_2016tk0014.pdf)

また、軽微事案44件のうち、事故35件の内訳は、船舶間衝突14件、乗揚9件、(護岸等への)衝突4件、転覆3件、死傷等2件、並びに浸水、沈没、施設等損傷各1件であり、インシデント9件の内訳は、運航不能7件(機関故障2件、燃料不足等3件、絡網等2件)並びに運航阻害件、安全阻害各1件です。

運輸安全委員会 事故調査報告書

遊漁船 釣人家Ⅺ 釣り客負傷事故

事故概要 釣り客23人を乗せた遊漁船(10トン, 2人乗組)が友ヶ島水道を南進中, 船体が上下動した際, 空中に浮いて落下した釣り客3人が負傷した。

発生日時 平成28年9月23日(金)08:32ころ

発生場所 和歌山県和歌山市沖ノ島西南西方沖
友ヶ島灯台から245° 1.7海里付近

負傷 釣り客A:鼻骨骨折, 膝骸骨骨折
釣り客B:腰椎圧迫骨折
釣り客C:胸椎圧迫骨折

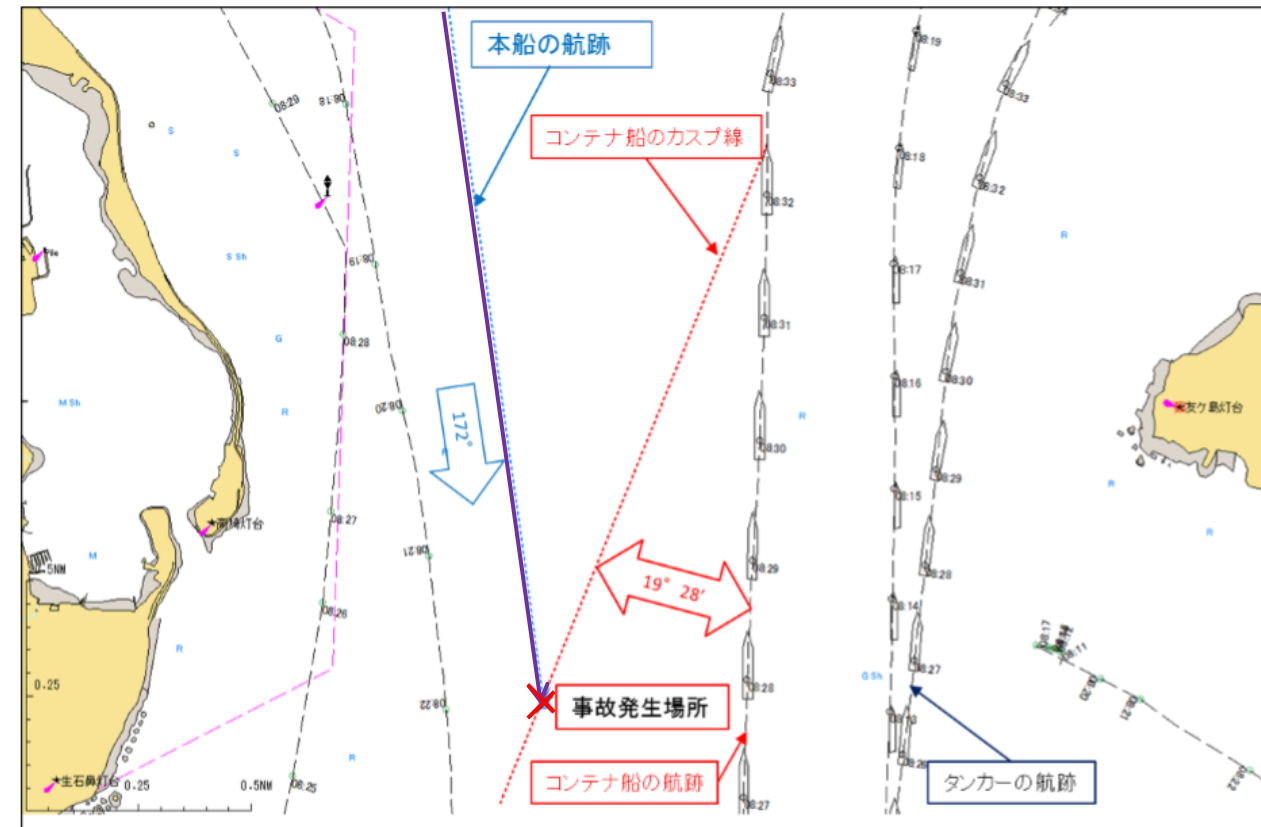
損傷 なし

<原因>

友ヶ島水道を南進中, 遭遇した波高約1.5mの波を速力約15ノットの滑走状態で乗り越えたため, 船体が上下動し, 前部甲板の椅子に腰かけていた釣り客のうち, 3人が椅子等から落下したことによる。

<波高の分析>

- ①当日の気象海象情報では, 波浪による海面の上下動は約0.5m。
- ②同時刻に遊漁船の東方を北進する2隻の船舶の航走波が事故発生場所付近に届いたとき, コンテナ船によるものは0.54m, タンカーによるものは0.38mであった可能性あり。
- ③友ヶ島水道は船舶交通量の多いところであり, 航走波に, 当該海域の波浪, 反射波などが複数合成され, 波高約1.5mの波が発生した可能性あり。



航走波は, 横波と縦波からなっており, 横波と縦波の合成される波高の高い部分はカブスと呼び, これを結ぶ線をカブス線と呼ぶ。

<再発防止策(遊漁船の船長等)>

- ①波により衝撃を受ける可能性があるときは, 釣り客を船尾方に誘導し, 衝撃に備える姿勢をとるよう周知すること
- ②波に対応した進路の変更及び十分な減速を行うこと